

電気需給契約書（案）

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、岐阜県総合医療センターで使用する電気の需給について下記条項により契約を締結する。

第1条（需要場所）

甲が本契約に基づき電気を使用する場所は別紙1「対象物件」による。

第2条（契約種別・供給電圧・契約電力）

甲が本契約に基づき使用する電気の契約種別等は、別紙1「対象物件」による。

第3条（需給開始日）

需給開始日は、別紙1「対象物件」に記載の通りとする。

第4条（需給地点）

需給地点は別紙1「対象物件」による。

第5条（財産分界点）

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置類は中部電力株式会社の所有とする。

第6条（保安責任分界点）

財産分界点に同じとする。

第7条（送電の休止）

1. 乙は、次の場合において、あらかじめ甲と協議のうえ、一部または全部の送電を休止することがある。ただし緊急やむをえない場合には、事前の協議なしにこれを行うことがある。
 - ①中部電力株式会社が所有する電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずる恐れがある場合。
 - ②中部電力株式会社の電気工作物の修繕、変更その他工事上やむをえない場合。
 - ③天災地変等不可抗力による場合。
 - ④その他電気の需給上または保安上必要がある場合。
 - ⑤甲が料金の支払期日を経過しても支払いをしない場合で、乙からの予告にもかかわらず、なおも支払いを行わない場合。
2. 前項①から④に該当した場合、乙は中部電力株式会社の定める託送供給等約款第42条受電及び供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決裁（3）に従い、甲に対して料金の割引を行う。
3. 第1項により送電を休止する場合があっても、これによって甲の被る損害に対しては、乙は一切の責任を負わない。

第8条（使用の抑制）

中部電力株式会社の電力システムの正常な運営を保持し、乙が甲に電気の供給を円滑に行う

ためやむをえない場合で、乙が甲に対して、使用の方法の変更または使用の抑制を求めたときは、協議のうえ甲はこれに応じるものとする。

第9条（計量および算定）

甲の需給電力、月間需給電力量の算定は、次の各号の方法により行う。

- ① 需給電力の算定は、30分ごとに行い、需給地点に中部電力株式会社が施設した電力量計の読みにより行う。ただし、供給電圧と計量電圧が異なる場合、需給電力は、計量値を所定の損失修正率によって修正したものとする。
- ② 月間需給電力量の算定は、需給地点に中部電力株式会社が施設した電力量計の読みにより行う。ただし、供給電圧と計量電圧が異なる場合、月間需給電力量は計量値を所定の損失修正率によって修正したものとする。
- ③ 月間需給電力量の計量期間は毎月1日から当該月の末日迄の期間とする。ただし、需給開始、及び需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または需給契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間とする。
- ④ 中部電力株式会社の電力量計の故障等により電力量を正しく計量できなかった場合、または再検定その他のため電力量計を取り外している場合は、甲と乙が協議のうえ、需給電力、月間需給電力量を決定する。

第10条（記録）

乙が甲に電気需給に関する記録の提出を求めるときには、甲はこれに応じるものとする。

第11条（料金）

料金については、別途甲乙間にて締結する「電力料金に関する確認書」に基づき算定した合計金額に第15条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

第12条（料金の算定）

1. 料金は次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定する。
 - ①月の途中で電気需給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ②月の途中で契約条件の変更等により料金に変更が生じた場合
2. 前号各号の場合の基本料金は、次の算式により日割り計算を行うものとする。
$$1月の該当料金 \times 日割計算対象日数 \div 暦日数$$
3. 1. ①の場合により日割計算をするときには、日割計算対象日数には開始日及び再開日を含み、停止日及び消滅日を除く。

第13条（料金の支払い義務及び支払期日）

1. 甲の料金支払い義務は、料金の算定期間の翌月1日に発生する。ただし契約が消滅した場合は消滅日とする。
2. 甲は料金を支払い義務発生日の翌日から起算して30日目までに支払う。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目金融機関の休業日の場合には、支払

期日は翌営業日とする。

3. 料金が支払期日までに支払われない場合、甲は支払期日の翌日から起算して支払の日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年10%の延滞金利を加算して支払う。

第14条（契約電力超過の場合）

1. 甲が契約電力を超えて電気を使用する等、本契約の内容が甲の電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、甲乙速やかに協議の上、本契約の内容を適正なものに変更するものとする。
2. 第9条1号で算定した需給電力の最大値（需要最大電力という）が契約電力を超過した場合は、甲は超過料金として、超過電力分の基本料金を、所定の基本料金の1.5倍とした額を乙の請求に応じて支払うものとする。

第15条（消費税等相当額）

本契約における消費税等相当額とは、消費税法の規定により課せられる消費税および地方消費税法の規定により課せられる地方消費税に相当する金額をいう。

第16条（力率の保持）

甲は需要場所の負荷の力率を、85%以上に保持し、軽負荷時には進み力率にならないように努める。

第17条（計量設備）

1. 料金の算定の為に必要な計量設備およびその付属設備は原則中部電力株式会社の所有とし、乙または中部電力株式会社の負担にて第1条の需要場所内に取付ける。また、乙は中部電力株式会社の接続供給約款に基づく同時同量達成の為に計量装置及びその付属装置を原則乙の負担にて第1条の需要場所内に取付け、乙がこれを所有する。ただし、次の場合には甲の所有とし、甲の負担で取付けることがある。
 - イ. 甲の希望によって計量器の付属設備等を施設する場合。
 - ロ. 変成器の2次配線等で、中部電力株式会社の規格外のケーブルを必要とし、または甲の希望によりとくに長い配線を必要とするために、多額の費用を要する場合。
2. 前項の取付け場所は、甲が無償で提供するものとし、取付け場所は予め甲乙相互の協議によって定めるものとする。
3. 甲の希望によって前項の取付け位置を変更する場合には、乙は甲に実費を請求する。甲が過失または故意によって、その需要場所内の乙または中部電力株式会社の所有する設備を損傷し、または亡失した場合は、甲はその設備について次の金額を乙に対して賠償する。

①修理可能な場合	修理費
②亡失または修理不可能な場合	帳簿価格と取換え工費との合計額

第18条（端数処理）

本契約の定めによって需要最大電力、電力量その他の算定を行う場合の端数処理は次の各号のとおりとする。

- ① 第9条の需給電力、月間需給電力量の単位は1キロワットおよび1キロワット時とし、

その端数は小数点第1位で四捨五入とする。

- ② 第11条の料金、第13条の延滞料および第14条の超過料金の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で切り捨てとする。
- ③ 第15条の消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てとする。

第19条（給電申合書）

電力需給業務の運用を円滑に行うため、乙の基準に基づき乙が必要と認めた場合は、甲は別途乙および中部電力株式会社とそれぞれ給電申合書を締結する。

第20条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までとする。
2. 前項の定めにかかわらず、甲は乙に対し、以下の数式によって算出される金額に加え、乙が本契約履行及び解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費を支払うことにより、本契約締結後1ヶ年経過前に本契約を解約することができる。
(契約開始日より解約日までの電力料金合計) × 20%
3. 第1項又は第2項により本契約が終了した場合において、乙は甲の被った損害について一切その責を負わない。

第21条（期限の利益喪失）

甲は、次の第1号乃至4号の各号の一に該当したときは、乙から何らの通知または催告を受けることなく、また第5号乃至第9号の各号の一に該当したときは、乙から何らの催告を受けることなく単なる通知によって、甲は、乙に対する一切の債務について支払期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を乙に弁済するものとする。

- ① 乙に対する債務の弁済を遅延したとき。
- ② 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは破産その他倒産手続の申立がなされたとき。
- ③ 営業の全部を譲渡し、またはその決議をしたとき。
- ④ 競売を申し立てられ、又は仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けたとき。
- ⑤ 本契約その他乙との一切の契約の各条項の一に違反したとき。
- ⑥ 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
- ⑦ 営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき。
- ⑧ 営業の重要な一部の譲渡をし、又はその決議をしたとき。
- ⑨ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第22条（即時解除等）

1. 甲が前条各号の一に該当した場合、乙は、何らの催告をなすことなく、本契約を解除することができるものとする。なお、乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げない。

第23条（損害賠償の免責）

乙の責めに帰さない事由により事故が生じた場合、乙は甲の被った損害について一切そ

の責を負わない。

第24条（契約電力の変更）

1. 甲が契約電力の変更を希望する場合は、当該変更希望日の3ヶ月前までに乙に対し申し入れるものとし、乙は当該申し入れにつき、甲と協議するものとする。
2. 前項に基づく協議の結果、甲が業務用電力または予備電力についての契約電力を新たに設定し、又は増加した後、1年に満たないで契約電力を減少（本契約が第20条第2項、第22条により解約された場合を含む）した場合には、甲は、乙が認める特別な事情が無い限り、それまでの期間の料金について、さかのぼって減少契約電力分につき、基本料金及び電力量料金の20%を割増したものを適用し、既に乙が請求した料金との差額を、臨時精算金として乙に支払うものとする。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比で按分したものとする。また、これに伴い、中部電力株式会社の供給設備等に関し臨時工事費が発生した場合には、その工事費は甲の負担とする。
3. 第1項の規定にもかかわらず、甲が契約電力の減少について、当該変更希望日までの期間として、3ヶ月に満たない事前通知をした場合には、乙がこれに応じる場合には、乙は、特別な事情が無い限り、甲の通知日から3ヶ月間は、乙は当該通知日前日の契約電力の基本料金を請求できるものとし、甲は乙の請求に従い当該金額を乙に支払うものとする。

第25条（契約条件の変更）

需要場所における電力供給条件が著しく変更となる場合、乙は契約条件を変更できるものとする。

第26条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の当事者である相手方の了解を得た場合を除き、本契約及び本契約に付随して甲乙間にて締結される契約に関する事項について、第三者に開示してはならない。

第27条（その他事項）

本契約に定めのない事項については、乙が中部電力株式会社と締結する託送供給等約款のほか、甲が以前は中部電力株式会社の定める約款に基づき、中部電力株式会社との間で電気需給契約を締結していたことも鑑み、中部電力株式会社の定める約款等に準じて、甲乙両者の協議をもって決定するものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 岐阜県岐阜市野一色4丁目6番1号
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
理事長 滝谷 博志

乙